

平成25年11月8日 第2回 定例会

北河内4市リサイクル施設組合議会会議録

平成25年11月8日（金）開会・閉会

北河内4市リサイクル施設組合議会

議 事 日 程

平成 25 年 11 月 8 日（金）午後 2 時開会
北河内 4 市リサイクル施設組合議会平成 25 年第 2 回定例会

日 程	事件番号	事 件 名	
1	—	議席の指定	
2	—	会期の決定	
3	選任同意 第 2 号	監査委員の選任	
4	議 案 第 4 号	平成 25 年度北河内 4 市リサイクル施設組合 補正予算（第 1 号）	
5	認 定 第 1 号	平成 24 年度北河内 4 市リサイクル施設組合 歳入歳出決算認定	
6	—	一般質問	

北河内4市リサイクル施設組合議会平成25年第2回定例会会議録

1. 開 会 平成25年11月8日 午後2時

1. 会 期 1日間

1. 出席議員 (12名)

(議 席)	1 番	堤 幸子	(枚方市議会)
	2 番	手塚 隆寛	(")
	3 番	丹生 眞人	(")
	4 番	榊田 義則	(")
	5 番	西田 政充	(")
	6 番	廣岡 芳樹	(寝屋川市議会)
	7 番	池添 義春	(")
	8 番	中谷 光夫	(")
	9 番	杉本 健太	(")
	1 1 番	大川 泰生	(四條畷市議会)
	1 2 番	皿海 ふみ	(交野市議会)
	1 3 番	前波 艶子	(")

1. 地方自治法第121条による出席者

管理者	馬場 好弘	(寝屋川市長)
副管理者	竹内 脩	(枚方市長)
副管理者	土井 一憲	(四條畷市長)
副管理者	中田 仁公	(交野市長)
会計管理者	前田 重次	(寝屋川市会計管理者)
事務局長	高田 哲治	(兼務)
課長代理	丹路 正己	
係長	天野 勝弘	
係長	岡本 次男	(兼務)
主査	重岡 彰	
主査	山内 剛	

1. 同席者

関係構成4市（寝屋川市）	理事兼環境部長	柴田 宣雄
	環境部次長	
	兼環境総務課長	谷口 卓也
（枚方市）	環境事業部長	森元 利彦
	減量総務課長	白石 金吾
（四條畷市）	まちづくり部長	吐田昭治郎
	生活環境課長	藤岡 靖幸
（交野市）	環境部長	青山 勉
	環境部次長	
	兼環境事業所長	谷辻 和彦

1. 議会事務局職員出席者

事務局長	高田 哲治（兼務）
組合議会事務員	森澤 可幸
係長	岡本 次男（兼務）

北河内4市リサイクル施設組合議会平成25年第2回定例会会議録目次
(平成25年11月8日)

開議（午後2時）	1
出席状況の報告	1
西田政充議長の開会宣言	1
馬場好弘管理者の開会の挨拶	1
会議録署名議員指定（梶田義則議員と杉本健太議員）	2
議席の指定	2
会期の決定	2
諸般の報告	
（平成25年7月30日から平成25年11月7日までの諸会議の報告）	2
選任同意第2号 監査委員の選任	2
（前波艶子議員退場）	
馬場好弘管理者の提案理由説明	2
選任同意第2号採決	2
（前波艶子議員入場）	
議案第4号 平成25年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第1号）	3
丹路正己課長代理の提案理由説明	3
8番 中谷光夫議員の質疑	4
1 再商品化合理化拠出金収入と同分配金について	
（1）拠出金収入の今後の見通しについて	
（2）拠出金の品質の優良を示す内容について	
（3）拠出金配分額明細書について	
（4）再商品化業者名について	
（5）拠出金収入を健康調査に充てることについて	
高田哲治事務局長の答弁	5
中谷光夫議員の再質問	5
高田哲治事務局長の答弁	6
中谷光夫議員の再々質問	6

議案第 4 号採決	6
認定第 1 号 平成 24 年度北河内 4 市リサイクル施設組合歳入歳出決算認定	7
丹路正己課長代理の提案理由説明	7
8 番 中谷光夫議員の質疑	9
1 単年度収支の赤字について	
2 歳出	
(1) 総務費について	
ア ペットボトルリサイクル定規作製について	
イ 総合管理委託について	
(2) 衛生費について	
ア 運転管理等業務委託について	
イ 修繕料について	
ウ 分別基準適合物再商品化委託について	
エ 環境調査委託について	
(ア) 有害大気汚染物質測定業務委託について	
(イ) TVOC 検討分析調査業務委託について	
(ウ) 悪臭測定業務委託について	
高田哲治事務局長の答弁	1 1
中谷光夫議員の再質問	1 3
高田哲治事務局長の答弁	1 4
中谷光夫議員の再々質問	1 5
高田哲治事務局長の答弁	1 6
6 番 廣岡芳樹議員の質疑	1 7
1 債務負担行為の執行と決算について	
(1) 債務負担行為の執行状況の明示について	
(2) 債務負担行為の執行についての議会報告について	
(3) 落札者決定までの事務の詳細について	
(4) 平成 25 年度の支出見込額について	
(5) 債務負担行為の執行にかかる文書の情報公開について	
(6) 債務負担行為に基づく運転管理等業務委託の執行額について	

高田哲治事務局長の答弁	19
廣岡芳樹議員の再質問	19
12番 皿海ふみ議員の質疑	20
1 運転管理等業務委託について	
(1) 作業従事者の人数について	
(2) 作業時間について	
(3) 業務状況の確認について	
2 有害大気測定について	
(1) 光化学反応によるホルムアルデヒド等の発生について	
(2) 住宅地等でのホルムアルデヒド調査について	
高田哲治事務局長の答弁	22
皿海ふみ議員の再質問	22
高田哲治事務局長の答弁	23
皿海ふみ議員の再々質問	23
8番 中谷光夫議員の反対討論	23
認定第1号採決	25
一般質問	25
1番 堤幸子議員の一般質問	25
1 小学生を中心とした施設見学について	
高田哲治事務局長の答弁	25
堤幸子議員の再質問	26
高田哲治事務局長の答弁	27
堤幸子議員の再々質問	27
8番 中谷光夫議員の一般質問	28
1 リサイクル・アンド・イコール社の民事再生申請と2つの廃プラ処理事業について	
2 公調委の職権調査に関して	
3 健康調査について	
4 廃プラのリサイクルに関して	

高田哲治事務局長の答弁	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 1
中谷光夫議員の再質問	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2
高田哲治事務局長の答弁	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 3
中谷光夫議員の再々質問	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4
会議時間延長の宣言（午後 3 時 5 5 分）	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4
1 2 番 皿海ふみ議員の一般質問	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4
1 施設からの化学物質と臭いについて		
2 未知物質について		
高田哲治事務局長の答弁	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 5
皿海ふみ議員の再質問	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 5
高田哲治事務局長の答弁	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 5
皿海ふみ議員の再々質問	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 6
高田哲治事務局長の答弁	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 6
馬場好弘管理者のお礼の挨拶	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 7
西田政充議長の開会の挨拶	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 7
閉会（午後 4 時 0 3 分）		
地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名		
付議事件一覧表		

(午後 2 時 00 分 開会)

○議長(西田 政充君) 皆様こんにちは。本日は何かとご多用なところをお集まりいただき、ありがとうございます。開会に先立ち、事務局長に議員の出席状況を報告させます。高田事務局長。

○事務局長(高田 哲治君) 本日の会議のただいまの出席議員は 12 名でございます。以上で報告を終わります。

○議長(西田 政充君) ただいま報告させましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから北河内 4 市リサイクル施設組合議会平成 25 年第 2 回定例会を開会します。

開議前に、閉会中の辞職許可についてご報告いたします。平成 25 年 10 月 7 日、阿部佳世議員から一身上の理由により議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第 126 条の規定により、同日、辞職を許可いたしましたので、ご報告いたします。

また、これに伴い議席番号 10 番を欠番といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

開会に際し、管理者から挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けします。馬場管理者。

○管理者(馬場 好弘君) 本日、平成 25 年第 2 回北河内 4 市リサイクル施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては何かとご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当リサイクルプラザでは施設の役割やリサイクルに対する理解を深めていただけるよう開設当初から施設見学を実施しており、4 市の小学生を始め、毎年 2000 人を超える皆様にご利用いただいております。今後も循環型社会の構築に向けた環境意識の高揚をより一層図るため、構成 4 市の広報紙で施設見学を呼び掛けるなど、リサイクルプラザの PR に努めてまいります。議員各位の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日予定いたしております案件は、監査委員の選任 1 件、補正予算 1 件、平成 24 年度決算認定 1 件の合計 3 件でございます。

各案件の内容につきましては、上程の際、ご説明を申し上げますので、議員各位におかれましては慎重ご審議をいただき、何とぞご協賛賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申

上げます。

- 議長（西田 政充君） 次に本定例会の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、梶田義則議員と杉本健太議員の2名を指名します。

日程第1、議席の指定を行います。この度新たに組合議会議員となられた交野市派遣議員の皿海ふみ議員に12番の議席を、前波艶子議員に13番の議席を指定します。なお、配席表は配布しているとおります。

日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（西田 政充君） ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

この際、諸般の報告をいたします。平成25年7月30日から平成25年11月7日までの諸会議の報告につきましては、お手元に配布しております報告書のとおりです。ご了承いただきますようお願いいたします。

日程第3、選任同意第2号 監査委員の選任を議題とします。

なお、本件は、地方自治法第117条の規定により、前波艶子議員が除斥となります。（13番 前波艶子議員 退場）

- 議長（西田 政充君） 管理者から提案理由の説明を求めます。馬場管理者。

- 管理者（馬場 好弘君） 選任同意第2号 監査委員の選任について提案理由のご説明を申し上げます。

北河内4市リサイクル施設組合議員選出の監査委員三浦美代子議員が平成25年9月5日をもって任期満了となったため、後任の議員選出監査委員として前波艶子議員を選任いたしたくご提案申し上げる次第でございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、提案理由とさせていただきます。何とぞ慎重ご審議の上、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（西田 政充君） 本件については、質疑、討論を行わず、直ちに採決に入ります。本件は原案に対し同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（西田 政充君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案に対し同意することに決しました。

前波艶子議員の除斥を解きます。

(13 番 前波艶子議員 入場)

○議長(西田 政充君) 日程第4、議案第4号 平成25年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算(第1号)を議題とします。理事者より提案理由の説明をさせます。丹路課長代理。

○課長代理(丹路 正己君) ただいま上程いただきました議案第4号 平成25年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算(第1号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

平成25年度北河内4市リサイクル施設組合の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2522万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7396万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは以下、内容につきましてご説明を申し上げます。

まず歳入からご説明させていただきます。4ページ、5ページをお開き願います。また、併せまして参考資料の1ページ、平成25年度補正予算(第1号)の内訳書をご参照願います。

4款 諸収入、2項 雑入、1目 雑入、補正額2522万8000円につきましては、再商品化合理化拠出金収入でございます。「再商品化合理化拠出金制度」につきましては、平成18年公布の改正容器包装リサイクル法に新設されました「市町村に対する金銭の支払」条項により、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会から支払われたものでございまして、事業者、市町村、消費者が連携し、社会全体としてリサイクル(再商品化)の合理化・効率化に取り組むという考えに基づき、効率化が図られた場合には、その成果を事業者から市町村へ拠出するという仕組みでございます。平成24年度再商品化合理化拠出金の全国の総額及び北河内4市リサイクル施設組合への配分額の算出内訳は、参考資料(議案第4号関係)のとおりでございます。

続きまして、歳出につきましてご説明を申し上げます。次の6ページ、7ページをお開き願います。

3款 衛生費、1項 清掃費、1目 リサイクル施設費、補正額2522万8000円につきましては、再商品化合理化拠出金分配金でございまして、再商品化合理化拠出金収

入を組合規約による経費率に基づき、構成4市へ分配するものでございます。内訳といたしましては、枚方市が1239万2506円、寝屋川市が776万2705円、四條畷市が225万4291円、交野市が281万8412円でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西田 政充君）　これから質疑に入ります。なお、会議規則によりいずれの質疑も質疑の回数は3回を超えることができません。また、質疑は議題外に及ぶことのないように念のためお知らせします。

順次、質疑を許します。まず、通告に従い、中谷議員の質疑を許します。8番、中谷議員。

○8番（中谷 光夫君）　議案第4号　2013年度（平成25年度）北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第1号）についての質問を行います。

再商品化合理化拠出金収入と同分配金についてです。

1点目ですが、2012年度の2503万8798円よりは少し多い2522万7914円となっておりますが、2011年度の1億5000万円を超える金額からは激減したままとなっております。その要因はどこにありますか。また、今後の見通しについてどう考えておられますか、お答えください。

2点目です。拠出金は、2分の1が品質の優良な市町村に支払われ、2分の1は費用の低減に貢献した市町村に支払われることになっております。本組合の「品質の優良」を示す内容は、①分別基準適合物の容器包装比率が90%以上で前年度に比べて2%以上向上した場合に当たるのか、②又は95%以上の場合に当たるのか、どちらですか。これもお答えください。

3点目です。「品質」基準に基づく本組合への拠出金配分額の明細についてですが、（保管施設別明細）の[01]のペットボトルの本組合の引き渡し実績量40万9650kgと[02]のペットボトルの引き渡し実績量26万4500kgについてご説明ください。

4点目です。また、「低減額」貢献度の本組合への拠出金配分額の明細に関係して、材料リサイクル（トレイ以外）の本組合からの再商品化に要した費用が6億4056万2898円となっております。再商品化業者名を明らかにしてください。

5点目です。昨年も検討を求めましたが、本施設にとって最も重要なことは、住民に健康影響を及ぼさない安全な施設であることです。建設に当たって専門委員会が設置され、検討された理由でもあります。現実には、真向かいの廃プラの再商品化を行う

民間のリサイクル・アンド・イコール社の稼働、その後の本施設の稼働に伴って、周辺住民の多くが、従来とは違う体調不良、健康影響を訴えるようになりました。

再商品化合理化拠出金収入を構成 4 市に還元分配するだけでなく、自治体としての本来の責務の自覚の上に、健康被害の訴えに応えて、事業推進してきた大阪府、周辺住民が住む寝屋川市と共に、疫学調査などの健康影響の実態を把握する健康調査などに充てるべきではないかと考えます。検討の有無、検討状況を明らかにしてください。

以上、第 1 回目の質問とします。

○議長（西田 政充君） 理事者から答弁を求めます。高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 再商品化合理化拠出金額が下がった理由は、その積算根拠である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が定めた想定額が現に要した費用に近似したことにより、拠出金となる金額が減少したことによるものでございます。

また、想定単価は 3 年間固定であるため、来年度の拠出金額も同額程度と考えられます。

次に、当施設の品質の優良を示す内容は、分別基準適合物の容器包装比率が前年度と同様 95%以上でございます。

次に、拠出金配分額の件については、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会がペットボトルの再商品化業者を年度途中で変更したためでございます。

次に、再商品化業者は株式会社エコパレット滋賀と株式会社リサイクル・アンド・イコールでございます。

次に、再商品化合理化拠出金収入を健康調査に使うことについては、本施設から人の健康に悪影響を及ぼすような物質は排出されていないことから、実施いたしません。

以上でございます。

○議長（西田 政充君） 8 番、中谷議員。

○8 番（中谷 光夫君） 3 点目の途中で業者が変更になったということですが、その辺りの理由、それから業者がどこからどこにどう変わったのか。この点明らかにしてください。

それから 5 点目ですが、検討の有無、検討状況をお聞きしたんですけども、恐らくもう検討もせずに、健康被害を与えるようなものは排出していないからしないんだと、こういうふうなことだと思います。従来と全く変わらない答弁だったわけですが、大事なことは、この自治体の事業として住民の安全や施設の安全を最優先する。これが基本的な考え、姿勢になるべきじゃないかと思うんですね。そういう点

では今一度、自治体としての基本理念を踏まえた答弁を求めたいと思います。

以上、2回目の質問です。

○議長（西田 政充君） 高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 途中で業者名が変更になったという件でございます。まず業者はウツミリサイクルから都市クリエイトでございます。そしてその詳細につきましては、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会からの通達といったことでございますので、本当の詳細といったところは分からないところでございます。

それと最後の健康調査に使うかということで本当に検討しているのかというようなご質問だったと思います。我々はこの施設が建った時から環境調査等もしております。そういった中で我々はこういう判断をさせていただいているといったところでございます。

以上でございます。

○議長（西田 政充君） 8番、中谷議員。

○8番（中谷 光夫君） 答弁の中で明らかになったように、拠出金収入の一昨年度からの激減、今後も増えないということから、実績な負担増となることも予想されます。補正予算ということで今回も要望にとどめますけれども、二つの廃プラ処理施設稼働以後に、周辺住民の間に従来は顕著に感じなかった体調不良が広がっているということは、これはもう否定しようがない事実です。住民の安全を最優先に事業の在り方を根本的に見直すよう求めて、私の質問を終わります。

○議長（西田 政充君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西田 政充君） これをもって質疑を終結します。

これから討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西田 政充君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西田 政充君） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第 5、認定第 1 号 平成 24 年度北河内 4 市リサイクル施設組合歳入歳出決算認定を議題とします。理事者から提案理由の説明をさせます。丹路課長代理。

○課長代理（丹路 正己君） ただいま上程いただきました認定第 1 号 平成 24 年度北河内 4 市リサイクル施設組合歳入歳出決算の認定につきましてご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書の 2 ページをお開き願います。

本決算認定は、地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、認定に付するものでございます。

それではお手元の歳入歳出決算書に基づきまして順次ご説明申し上げます。恐れ入りますが、決算書の 22 ページ、実質収支に関する調書をお開き願います。

歳入総額は 4 億 4085 万 2000 円でございます。一方、歳出総額は 4 億 1582 万 4000 円でございます。その結果、歳入歳出差引額は 2502 万 8000 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は 2502 万 8000 円となり、同額を翌年度へ繰り越しまして、平成 24 年度決算を終了させていただいた次第でございます。

ご参考までに、現計予算額に対する執行率は、歳入で 96.9%、歳出で 91.4%となっております。

恐れ入りますが、7 ページにお戻り願います。

歳入歳出決算事項別明細書によりまして決算内容についてご説明申し上げます。

8 ページ、9 ページをお開き願います。

初めに歳入でございますが、1 款 分担金及び負担金、収入済額 3 億 5581 万 3838 円、内訳といたしましては枚方市負担金 1 億 5963 万 2581 円、寝屋川市負担金 1 億 597 万 8589 円、四條畷市負担金 4185 万 1932 円、交野市負担金 4835 万 736 円でございます。

次のページ、10 ページ、11 ページをお開き願います。

2 款 使用料及び手数料につきましては収入済額 38 万 5100 円、内訳といたしましては自動販売機設置使用料でございます。

続きまして、3 款 財産収入につきましては収入済額が 0 円でございます。

続きまして、4 款 諸収入、収入済額 5736 万 7652 円、内容につきましては目ごとにご説明申し上げます。

1 項 組合預金利子、1 目 組合預金利子、収入済額 1 万 7265 円、組合預金利子でございます。

2項 雑入、1目 雑入、収入済額 5735万 387円、内容といたしましてはペットボトル有償入札抛出金収入 3221万 8426円、再商品化合理化抛出金収入 2503万 8798円、北河内4市リサイクルプラザ内に設置している自動販売機の行政財産目的外使用に係る光熱水費の雑入 9万 3163円でございます。

次のページ、12ページ、13ページをお開き願います。

5款 繰越金、収入済額 2728万 5895円につきましては、前年度繰越金で、内容といたしましては平成23年度の決算剰余金でございます。

歳入合計といたしましては、収入済額 4億 4085万 2485円でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。14ページ、15ページをお開き願います。

1款 議会費、予算現額 283万 2000円、支出済額 214万 9033円、主な内容といたしましては議員報酬 193万 7195円、会議録作製に伴います筆耕翻訳料 12万 7575円などでございます。

2款 総務費、予算現額 6708万 4000円、支出済額 6160万 5893円、内容につきましては目ごとにご説明申し上げます。

1項 総務管理費、1目 一般管理費、予算現額 6680万 6000円、支出済額 6140万 1894円、主な内容といたしましては特別職報酬が 71万 3998円。次のページ、16ページ、17ページをお開き願います。需用費・ペットボトルリサイクル定規など一般消耗品費が 93万 6529円、役務費・電話料 26万 1766円、施設総合管理や機械警備などの委託料 622万 514円、コピー・ファックスなどの使用料 24万 9799円、派遣職員人件費負担金 5253万 3855円などでございます。

2目 公平委員会費、予算現額 4万 9000円につきましては、支出済額が 0円で、全額不用額でございます。

次に 18ページ、19ページをお開き願います。

2項 監査委員費、1目 監査委員費、予算現額 22万 9000円、支出済額 20万 3999円、内容につきましては監査委員報酬でございます。

3款 衛生費、予算現額 2億 6747万円、支出済額 2億 4454万 6760円、主な内容といたしましては、需用費・光熱水費 1539万 3476円、リサイクルプラザの定期補修や圧縮梱包機などの修繕料 760万 7239円、運転管理等業務委託やプラスチック製容器包装再商品化業務などの委託料 1億 7996万 6631円、構成4市への交付金、再商品化合理化抛出金分配金が 2503万 8798円などでございます。

次のページ、20 ページ、21 ページをお開き願います。

4 款 公債費、予算現額 1 億 752 万 4000 円、支出済額 1 億 752 万 2466 円、内容につきましては目ごとにご説明申し上げます。

1 項 公債費、1 目 元金、予算現額 9403 万 5000 円、支出済額 9403 万 4236 円、内容といたしましては償還金でございます。

2 目 利子、予算現額 1348 万 9000 円、支出済額 1348 万 8230 円、内容といたしましては利子及び割引料でございます。

歳出合計といたしましては予算現額 4 億 5491 万円、支出済額 4 億 1582 万 4152 円でございます。

続きまして、23 ページ以降の財産に関する調書につきましてご説明申し上げます。24 ページをお開き願います。

1 の公有財産につきましては、土地・建物共に平成 24 年度中の増減はございません。

また、2 の物品につきましても、平成 24 年度中の増減はございません。

以上、簡単な説明ではございますが、平成 24 年度北河内 4 市リサイクル施設組合歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

添付しております決算に関する主要な施策の成果並びに決算審査意見書をご参照賜りまして、ご審議の上、ご認定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西田 政充君） 順次、質疑を許します。まず、通告に従い、中谷議員の質疑を許します。8 番、中谷議員。

○8 番（中谷 光夫君） それでは認定第 1 号 平成 24 年度北河内 4 市リサイクル施設組合歳入歳出決算認定についての質問を行います。

まず、単年度収支では 225 万 8000 円の赤字となっています。その要因は、再商品化合理化拠出金収入の減少です。公益財団法人日本容器包装リサイクル協会による 3 年ごとの「想定単価」見直しの大幅減額について、所見をお聞きします。

次に歳出についてです。総務費ですけれども、その中のペットボトルリサイクル定規（啓発物品）作製に 68 万円を支出しておられます。作製業者、作製材料の供給先、成果の検証について明らかにしてください。

次に、総合管理委託の平成 24 年度執行額が 3 年間の契約額 1628 万 5500 円の 3 分の 1 を超える 581 万 1014 円となっています。3 年に 1 度の点検があったと聞きますが、点検項目、点検内容について明らかにしてください。また、今後についての考え方があればお示してください。

次に衛生費に関係してお聞きします。運転管理等業務委託事業入札に、総合評価委員 2 人分の報酬 4 万 5000 円を支出しておられます。入札状況と総合評価について明らかにしてください。

次に、修繕料のリサイクルプラザ定期補修に 662 万 6151 円を支出しています。定期検査に伴う定期補修と臨時の特別補修、それぞれの主な補修内容、金額も明らかにしてください。

次に、運転管理等業務委託に関して、昨年度途中、大阪東部リサイクル事業協同組合がスリーエフコーポレーション株式会社に移行したと聞いています。協同組合と株式会社では経営理念が大きく異なります。協同組合では生活向上が目的、そして出資口数に関係なく、利益を平等に分け合う、そういう考え方です。株式会社は、株の持ち数に応じて配当が行われるなど利益目的というのが、その株式会社の特徴となっています。委託契約途中の変更について、業者からどんな説明があり、どんな調査、検討を行ったのか。変更時のそれぞれの代表者名はどうだったのか。協同組合役員と株式会社の役員構成にどんな違いがあるのか。また、変更後の変化、現状はどうなっているのか。以上について明らかにしてください。

次に、分別基準適合物再商品化委託に 477 万 1277 円を支出しています。本施設で保管した適合物を再商品化委託した金額に対する本組合の負担割合は何%になりますか。お答えください。

次に環境調査委託について順次お聞きします。

一つ目です。有害大気汚染物質測定業務委託について、8 月と 3 月の年 2 回の測定を行っていますが、測定した 6 物質合計の T-VOC に対する割合は 0.1% から最大でも 5% です。これでは、本施設が排出する有害大気が安全というには程遠いと考えます。求められていることは、建設に当たって専門委員会が報告した内容と掛け離れている T-VOC の排出濃度の高さ、当初考えられなかったトルエンの排出量の高さなどの調査分析ではないでしょうか。見解をお聞きします。

二つ目です。T-VOC 検討分析調査業務委託について、ブタン等が本施設からの排出空気の大部分を占めることを明らかにする濃度測定調査が行われています。「健康影響が懸念される物質ではない」ことを強調していますが、光化学オキシダントを構成する VOC 物質であり、化学変化による毒性を考慮する必要があります。なお、住民向けの電光掲示板の参考値に通じることですが、本施設に対する環境基準がない中、一般環境ではなく、労働環境での基準を参考に掲載することは、問われている問題の

本質をゆがめることとなります。見解をお聞きします。

3点目です。悪臭測定業務委託の内容は、これまでと同様に悪臭防止法の22物質の測定となっています。個々では規制基準以下であっても、複合した総和の影響を周辺住民の多くが甘酸っぱい独特の臭いとして感じていると考えられませんか。現実には、廃プラ施設ができてから、今まで感じなかった臭いを感じるようになり、体調不良を覚えるようになったという多くの住民の声は、化学物質が到達している証左でもあり、環境省などが推進している臭気測定士による臭気指数測定、住民の協力による臭い調査を行うべきと考えます。所見をお聞きします。

また、通告していませんでしたけれども、もう1点お聞きします。派遣職員の人件費ですけれども、それぞれ構成各市の基準によっているのか、それとも構成4市のどこかの市の基準によっているのか、その点もお答えください。

以上、第1回目の質問とします。

○議長（西田 政充君） 理事者から答弁を求めます。高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 中谷議員の質問に順次お答えいたします。

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が3年ごとに実施する想定単価の見直しについては、再商品化事業者の企業努力やリサイクルに係る技術の向上により人件費等の削減ができていくことによる減額であると考えております。

次に、ペットボトルリサイクル定規については、納入業者との購入契約であり、このため、定規の作製材料の供給先については把握しておりませんが、作製業者は井上製作所でございます。また、施設見学時にペットボトルからリサイクル定規が作られることについて、子どもたちが興味を示し、分別意識の高揚により再資源化につながっているものと考えております。

次に、総合管理委託の3年に1度の点検項目は、空冷ヒートポンプエアコン保守点検及び特殊建築物定期調査であり、今後も必要な箇所の点検・調査を行ってまいります。

次に運転管理等業務委託について順次お答えいたします。

運転管理等業務委託の入札経過につきましては、平成24年10月12日開催の第1回契約事務審査委員会において、契約方法を総合評価制限付き一般競争入札とし、12月3日開催の第2回契約事務審査委員会で競争入札参加資格を決定し、また、同日に開催した第1回運転管理等業務委託総合評価審査委員会で、落札者決定基準を決定し、12月17日から31日間入札公告を実施いたしました。入札参加申請者が2名に満た

ないため中止となっております。このため、平成 25 年 2 月 1 日から競争入札参加資格を緩和し、2 回目の入札公告を 3 月 3 日までの間実施いたしました。その後、3 月 6 日に第 3 回運転管理等業務委託総合評価審査委員会を開催し、落札者を決定し、3 月 8 日にホームページで公表しております。

次に、修繕料における定期検査に伴う定期補修については、破袋機の刃物取替えや受入コンベアほぐしドラムカッター取替えなどであり、臨時の補修については、クレーンワイヤー取替え及びコンベア補修でございます。

次に、株式会社スリーエフコーポレーションは、中小企業団体の組織に関する法律に基づき、大阪東部リサイクル事業協同組合から株式会社に組織・名称変更を行い、平成 24 年 9 月に枚方市・寝屋川市・四條畷市・交野市にそれぞれ承継手続をしております。

本組合におきましても、構成 4 市の承継手続を踏まえ、株式会社スリーエフコーポレーションからの届書により手続を行ったものでございます。

また、提出日において代表者の変更はありませんが、役員等の承継については把握しておりません。

なお、運転管理等業務委託の委託業務において、変更による業務遂行の影響は一切ございません。

次に、分別基準適合物再商品化委託の本組合の負担率は 1%でございます。

次に環境調査委託について順次お答えいたします。

4 市組合施設から排出されている V O C のうち、約 90% は、人体に悪影響を及ぼさない物質で占められており、今後とも継続して T - V O C 及び大気汚染防止法における環境基準項目 4 物質とアルデヒド類 2 種類の測定調査を行ってまいります。

また、本組合施設は大気汚染防止法の適用対象ではありませんが、参考値として、同法が定める労働環境での基準を掲示しております。

次に、悪臭調査については、本組合から人の健康に影響を及ぼすような物質は排出されておらず、また、施設の設置場所である寝屋川市の規制基準が、特定悪臭物質ごとに定められているため、臭気指数による調査は実施いたしません。

次に、派遣職員の給料と言いますか、その分でございます。これは派遣市の給料に準じております。

以上でございます。

○議長（西田 政充君） 8 番、中谷議員。

○8 番（中谷 光夫君）　　まず歳出について再度質問します。ペットボトルリサイクル定規作製材料の供給先は不明だということだったんですけれども、この啓発物品という趣旨からすれば、本4市組合が処理している、そういったもののリサイクルと関係しているというところがもしあれば、そのほうが意味があったんじゃないかということであえてお聞きしたわけです。そういう意味では、この施設のペットボトルリサイクルというふうなことの意味合いでやられているというふうに思うんですが、それとは違う、井上製作所の作製によるものということ、この点についてはリサイクルの在り方としても今後検討の余地があるということだけ申し上げておきます。

それから、これまでも指摘してきましたように小学生をこういった環境や健康の問題がある、そういうことについても教えなければならないと思いますが、そういったことを抜きに、リサイクルありき、再資源化ということで大きな成果上げているという答弁については納得できないものであるということをお聞きを申し上げます。

それから総合管理委託ですけれども、今後についての考え方、これをお示しになりましたか。3年に平均して割ってやってもらうようにという、そういうこともお聞きしているんですが、今後についての考え方、改めてお聞きをします。

それから運転管理等業務委託事業入札ですけれども、この落札委員会の構成、これをお聞きをしたいと思えます。

それから総合評価、何点満点で、この結果が1社ということであっても、恐らく総合評価としてはやられたというふうに思えます。その点数が何点であったのか。この点も明らかにしてください。

次に修繕料のリサイクルプラザ定期補修ですけれども、定期補修に掛かった金額と特別補修に掛かった金額と、金額もお聞きしたんですが、この点についてはお答えがありませんでしたので、改めて明らかにしてください。

それから運転管理等業務委託に関係してですけれども、大阪東部リサイクル事業協同組合とスリーエフコーポレーション株式会社、代表者名は分からないということだったんですけれども、代表者名についてお聞きをしました。お答えください。

次に環境調査委託についてですけれども、最初の質問でも申し上げたように、有害大気汚染物質の測定結果は0.1%に過ぎないんですよ。最大5%に過ぎません。当初のT-VOC 1400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ というふうなことから考えれば、ほんとに今、想定外の現状にあるのではないかというふうに思えます。なぜ専門家の検証を求めないのか。その点について改めてお聞きしたいというふうに思えます。

同時に、労働環境の排出基準値というのは、健康影響がないことを示す基準値ではありません。現にこの間も報道等であったように、印刷会社での胆管がんの発生、こういった死亡例も報告されましたが、そういった労働環境での排出基準値と一般環境を示すことが大事な本施設と同じように扱うべきじゃないと思います。改めて今の6物質の測定、これでいいのかどうか。専門家の検証を求めない理由も含めてお聞きをしたいと思います。

次にT-VOC検討分析調査業務委託ですけれども、ブタン類については昨年も指摘をしましたが、本組合が協力依頼をしておいた圓藤教授によってもVOCというのは光化学大気汚染の原因であり、健康を保護する上で重要な物質が含まれており、基準が設けられているとされています。ブタン類もそういうVOC類に位置付けられているものです。住民向けの電光掲示板の参考値として $1400\mu\text{g}/\text{m}^3$ から今21万 $5200\mu\text{g}/\text{m}^3$ に変えておられますけれども、住民の安全よりも施設、事業の継続ありきの対応だと思います。住民を欺き、ごまかすやり方はやめて、見直すべきと考えますが、この点についても改めてお聞きします。

それから悪臭測定ですけれども、多種多様な化学物質の発生、これは悪臭22物質では十分把握できない。したがって環境省は今では人の臭覚による測定、臭気判定士による測定が必要であり望ましいと、こういうふうに推奨していると考えますけれども、改めてそういった方法を取られないその理由も含めてお答えを求めます。

以上、2回目の質問とします。

○議長（西田 政充君） 高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 再質問に順次お答えさせていただきます。

まず総合管理委託でございます。総合管理委託の今後についてということで、これは入札の時に落札価格として1551万円、これは税抜きという形でございます。これからの3年間、25年度、26年度、27年度に関わりましてはこれを等分に均等に割ってというような形で考えております。

2点目でございます。順序が後先するかもしれませんが、大変申し訳ございません。運転管理等業務委託の総合評価に関して何点満点でしたかといったご質問がまずあったと思います。これは200点満点でございます。

そして契約事務審査委員会のメンバーはというようなご質問もあったと思います。寝屋川市の太田副市長を委員長に構成4市の契約担当部長と環境担当部長、そして北河内4市リサイクル施設組合事務局長の10名で構成されております。

続きまして修繕料に関してでございます。定期点検におけるものと突発的なものに関してのそれぞれの額をとというような形だったと思いますが、まず突発的な額につきましては、クレーンワイヤーのケーブルに関しましての修繕をいたしました。これが37万4325円でございます。次にコンベアの関係でその修繕をいたしました。ベルトというんですかね、これが40万7085円でございます。ただ、定期補修に関しましては、先ほど私が言いました主なもの、これがほぼ半分ぐらいの割合を示しているとは思いますが、その詳細につきましては大変申し訳ないでございますが、ただいまそれを持っておりません。資料を持っておりません。

続きましてスリーエフコーポレーションの関係での代表者の名前を言ってなかったのではないかとということでございますが、代表者は松岡孝氏でございます。社長もそのとおりでございます。

次に環境調査委託のことだったと思いますが、環境調査委託に関しましては、本組合施設からは人の健康に悪影響を及ぼすような物質は排出しておらず、また大阪地裁、高裁の判決と同様、本組合施設の操業と健康被害との間には因果関係が存在しないとする認識でございますので、この点我々は今後も環境基準項目4物質、アルデヒド類2種類を年2回、これを敷地境界、チャンバー室での環境測定を続けていきたいというふうに考えております。

最後になると思いますが、悪臭調査についてといったことでございます。これは先ほどの答弁の中でも答弁させていただきましたとおりに、ここ寝屋川市の規制基準というのが濃度規制22物質となっております。これは寝屋川市が特例市になった時に悪臭防止法、この法律が寝屋川市のほうに移管された。その中で濃度規制でやっていくというふうに、それ以前も大阪府でやっていた時も濃度規制というところもございます。現在、濃度規制というところがございますので、我々も濃度規制という形での測定結果を出させていただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長（西田 政充君） 8番、中谷議員。

○8番（中谷 光夫君） お答えをいただきましたけれども、ちょっと聞いたことが十分答えられてない分があるので、再度明らかにしてほしいと思います。

一つは、運転管理等業務委託事業入札の総合評価でスリーエフコーポレーション株式会社に決めた時の200満点中、何点だったのかということがなかったと思います。

それから修繕料のリサイクルプラザ定期補修に関わる定期補修分と特別補修分です

が、クレーンとかコンベアを答えられましたけれども、これ両方とも合わせても 100 万にもなりません。そういう意味では 662 万幾らかの約半分が定期補修、半分が特別補修ということですから、定期補修分の全体の額、あるいは特別補修の全体の額、この辺りがもし分かれば改めて明らかにしていただきたいというふうに思います。

それから環境調査委託に関係してですけども、これは余りにも答弁がひどすぎますよ。有害大気汚染物質測定、わずか 6 項目でね。私は繰り返し申し上げたように 0.1% しか明らかにしていない。T-VOC のうち明らかにできてないんですよ。最大 5% ですよ。これだけの調査で、なぜ安全というふうに言えるのか。未同定の物質いくらかもあるでしょう。また一般質問でも触れますけども、未同定については、どんな毒性を持っているか、いまだ明らかにこれできないわけでしょう。同定できない物質も含まれているわけですよ。そういう意味では健康影響はないなどという、根拠なくそういう答弁をされることについては容認できるものではありません。

それから悪臭測定ですけども、特例市というふうにおっしゃいました。特例市だから、例えば寝屋川で言えば寝屋川だけでこれ判断できるわけですよ。何も規制物質 22 項目ということにこだわらないで、臭気判定士による悪臭測定をやろうとすればできるんだということですね。改めて申し上げておきたいというふうに思います。

全体を通して、業務委託や環境調査委託などに関して主に質問しましたけれども、周辺住民が訴え続けている二つの廃プラ施設の操業による環境や健康への影響の問題、安心・安全に暮らせる日常生活を取り戻したいとの住民の願いに応える答弁は、今回も全くありませんでした。特定業者の利益ありき、リサイクルの名で本来のリサイクルとは全く異質な、経済的にも環境、健康の点からも大きな問題がある事業推進ありきの答弁、これは繰り返されましたけれども、改めてこれは認めることができない。自治体本来の住民の命、健康を守ることを最優先する行政姿勢に立ち戻られるよう強く求めて、質問を終わりたいと思います。

○議長（西田 政充君） 高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 2 点ほど答弁漏れがあったということでございます。

まず 200 点満点で何点だったかということでございますが、195 点でございます。

それともう 1 点、定期補修に係る費用の、定期点検に係るものと突発的なもの、それぞれの全体像だけでもというお話だったと思いますが、クレーンワイヤーとコンベア、つまり突発的なものに関しましては 78 万 1410 円でございます。そして定期補修に掛かりましたものは 662 万 6151 円でございます。

以上でございます。

○議長（西田 政充君） これにて中谷議員の質疑を終結します。

次に、通告に従い、廣岡議員の質疑を許します。6番、廣岡議員。

○6番（廣岡 芳樹君） 寝屋川市の廣岡でございます。先ほどご説明ありました認定第1号 平成24年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算認定について、議案の質疑をさせていただきます。

今回の質疑は債務負担行為の執行と決算についてということなのですが、債務負担行為というのはお分かりのように、いわゆる地方自治法に定められた予算の一部でございます。決算ということは、これは釈迦に説法な話で、地方自治法の233条で会計年度内の予算執行の結果を確定的計数で表示する行為というのが規定がされておるんですけども、確かに債務負担行為については計数等の表示はない。ですから、この決算書の事項別明細等に対して計数が上がってきておらないというのは分かるんですけども、ただ、予算の一項目として、議決科目として法定されておるというところから、やはり平成24年度に執行された債務負担行為については、決算にしかるべき措置がなされるべきではなかろうかという観点で、これまでも何度かそういうお願いをしてまいりました。ということで、この24年度の決算が認定に付されるに際しまして、再度その辺のところの確認をお願いしたいということで質疑をさせていただくものでございます。

今、同僚議員の中からも具体的に運転管理等業務の執行について質疑がありました。そのことも参考にさせてもらいながら、私の視点で質疑をさせていただきます。

平成24年度に執行された債務負担行為は、平成23年度ですね、平成24年の2月議会ですかね。第1回定例会で債務負担行為として2件の債務負担行為が可決をされております。そのことを踏まえて若干質疑をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

予算と決算の基本認識を伺うんですが、今言うたことなんですけども、平成24年度は「施設総合管理委託」と「運転管理等業務委託」の2件について、当初予算で債務負担行為を設定し、委託事業者の選定行為を実施したと。これが予算の執行に当たるかなという感じがしてます。この債務負担行為については、今言いましたように予算計上年度の歳入歳出予算に計数上は計上されてません。ですが、先ほどから何度も申し上げますとおり予算の執行でございます。当然に、冒頭申しましたように決算には何らかの形で計上されるべきものであると私は考えておるんですが、このことは何度も、

今まで何回も一般質問や議案質疑でただしてきました。24年度の第2回の定例会では「検討する」というご答弁をいただいておりますけれども、今回の決算認定に付した資料のどこに、この平成24年度の債務負担行為の執行にかかる状況が明示してあるのか。それをまずお伺いをしたいなと思います。

次に、この運転管理等業務については、決算計数的にも多くの部分を占めておられるわけなんですけど、25年度の当初予算、平成25年の第1回定例会において、多くの議員から質問が出てます。議事録読ませていただくと多くの質問が出てるんですけども、ただ先ほどもご説明があったように、第1回の定例会が開催された平成25年2月26日時点においては、まだ債務負担行為の執行としての入札手続等については進められておるんですけど、具体的な委託事業者の選定には至っていないというのが実際かなと思います。そのことはホームページにそれぞれずっと入札の状況とかを掲示していただいておりますので、それを見れば分かりますし、先ほど最終的には業者の選定の点数等についてもそこには出ておるので、そういうことは分かるんですけど、やっぱり予算行為ですので、その都度議会に対しても報告をしていただきたいなという事は思っているんです。こういうふうな進め方について当議会に対してどのような対応をされたのか。

それからそのホームページを見ますと、25年の3月4日の入札参加者の公表から3月8日の落札者の決定まで期間が短いわけなんです、その間にどういう行為をされておるのか。それはホームページに掲載されたところからは分からないので、その辺のところも詳しく教えていただきたいなと思います。

その資料を見てみますと、これ単価契約ですので、契約金額1万5971円、これ消費税込みということになっておるんですけども、これですと、これで平成25年度の支出見込額をはじくとどの程度になると見込んでいるのか、ちょっとお教え願いたい。

この債務負担行為執行にかかる文書、いわゆる入札等にかかる行為の文書ですね。いろんな文書があると思います。先ほどいろんな委員会も開かれておるといことなんで、その辺にかかる文書については、これ全て情報公開の対象になるのかどうかについてもお答えを願いたいと思います。

それから平成24年度で平成21年度に設定した債務負担行為に基づく契約期間が満了をしていると思います。当初の債務負担行為額というのは、3年間で6億700万円だったかなと思っているんですけど、トータルですね。6億700万円に対して、大体3年間のトータル、決算書見れば分かるんですけども、トータルどれぐらいになって、

差額がどれぐらいあったのかということについてもお答えを願いたい。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（西田 政充君） 理事者から答弁をさせます。高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 廣岡議員の質問に順次お答えいたします。

平成24年2月議会で議決された債務負担行為の執行状況については、未記載でございます。今後、各市の状況を参考に検討してまいります。

次に、議会報告につきましては、落札者決定後、正・副議長に報告しております。また、平成25年6月及び9月、新たに組合議員となられた方々に対し、主な事務の概要の中で説明させていただいております。

次に、運転管理等業務委託入札参加者の公表後の動きについては、3月5日に総合評価委員に審査結果の適正について意見聴取。3月6日に第3回運転管理等業務委託総合評価審査委員会を開催し、落札者を決定後、3月8日にホームページで公表しております。

次に、平成25年度の支出見込額については、1億8401万8000円でございます。

次に、債務負担行為の執行にかかる文書については、個人情報等一部非公開部分を除いて、全て情報公開の対象となります。

次に、運転管理等業務委託の執行額については、平成22年度1億7789万618円、平成23年度1億7143万3254円、平成24年度1億6908万2254円で、合計5億1840万6126円でございます。

以上でございます。

○議長（西田 政充君） 6番、廣岡議員。

○6番（廣岡 芳樹君） 詳細な答弁ありがとうございました。今の組合議会で私、以前から言うてるということなんですが、ここで言うてるだけじゃなくて、本市、寝屋川市の決算とかでも指摘をしてます。寝屋川市のほうの対応としては、決算書の中に、主要な施策の報告の中に各費目ごとで債務負担行為として計上されているのを若干書いていただいているところなんですが、ただ、執行状況について決算資料としては上がっていない。それはやっぱり情報公開というか、ホームページで本施設の場合も、あるいは寝屋川市の場合も入札の執行等についてはかなり詳しい情報を提供していただけてますが、決算として、債務負担行為という予算に対する決算としての報告は、私は必要じゃないか。寝屋川市のほうも今検討していただけてます。各市のほうでもそういう指摘があって、そういう状況を公表と言いますか、決算上で何らかの措

置をされている場合があるかも知れません。ですから各市によく聴いていただいて、次年度からそういうところも気を付けていただいて、十分な決算認定に必要な書類を作っていただきたい。これはお願いをしておきます。

それと議会への公表については、全ての議員に対してその辺のタイムリーな状況の公表と言いますか、周知をお願いをしたいなと思います。この債務負担行為でなされている費目というのは、かなり当組合の予算、決算については重要な費目ですので、タイムリーな公表というのをお願いをしたいな。議会に対してね。

今、契約金額に基づく平成 25 年度の支出見込予定額ですわな。見込額を聞いたら、1 億 8400 万なにがしということで、1900 万弱の差が出てくるやろうと、不用額。何でこんなことを聞くかと言いますと、24 年度の債務負担行為に計上された契約を早期に進めていただいて、平成 25 年度予算に間に合うような形で契約がなっていると、各市の負担金がトータルで大体 1800 万近く減ってくるわけですね。ということは各市が負担する負担金も減ってくるわけなんですね。ということは各市の予算の中で一般財源それだけ浮いてくるということになりますので、各市の施策に回る一般財源額が増えるということになりますのでね。今回いろんな状況があったと思います。けども速やかに事務を進めていただくことによって各市の一般財源額が、予算での一般財源額が増えてくるという状況になる。その辺もよく理解をしていただいて、次は 27 年の 2 月にまたそういう債務負担行為が上がってくるかも知れないと思いますので、その時はこういう指摘もあったということをお願いをいたしておきます。

それから債務負担行為にかかる文書については、全て情報公開、個人情報にかかる分以外については情報公開にかかるということですので、我々も求めるばかりじゃなくて、その辺のところは我々のほうからも十分に検証させていただいて、指摘すべきところはまた指摘もさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

これで私の質疑を終わります。

○議長（西田 政充君） これにて廣岡議員の質疑を終結します。

次に、通告に従い、皿海議員の質疑を許します。12 番、皿海議員。

○12 番（皿海 ふみ君） 交野市の皿海でございます。よろしくお願ひいたします。

まず 1 点目としまして、運転管理等業務委託についてお聞きしたいと思ひます。

これは委託料が 1 億 6900 万円とかなり大きな額なんですけれども、その内容につきましては手選別のラインだとか、圧縮梱包だとか幾つかの工程があると思うんですけ

れども、通常、何人の作業員でこの運転管理等の業務に当たっているのか。配置している作業員の人数について具体的にお聞かせください。

また、いただいております決算に関する資料の中で監視モニターの一覧表というのがありますけれども、その中の作業時間を見ますと、24年度で言いますと作業時間がある日は朝8時半から17時半、またある日は朝7時半から21時までなど日々ばらつきが見られますけれども、作業時間につきましては例えば月ごとに事前に決められているのかなど、作業時間をどのようにして決めているのか、お聞かせください。

また、施設の稼働時間は仕様書等でも「1日11時間稼働」というふうにされていると思うんですけれども、先ほどの作業時間の記録を見ますと、朝7時半から21時までと言いますと1日13.5時間の作業時間となりますが、これが24年度では週2回から3回、また夏場多い時では週4回程度こうした13.5時間の作業が行われているようでございますが、これは11時間稼働ということとの関係はどのようになっているのか、お聞かせください。

次に、委託した業務が適切に行われているかどうか。例えば手選別によって異物がきちんと取り除かれているかどうか。また、資格のある人員が適切に配置されているかどうか等の業務の内容については、4市施設組合としてどのように確認を行っているのか、お聞かせください。

次に2点目といたしまして、有害大気の測定について、先ほどの質問とも重なりますが、私からも質問をさせていただきます。

決算に関する資料の中で、施設から排出される物質はイソブタン、ノルマルブタン、イソペンタン、エタノールが大部分を占めており、これらの物質は健康被害が懸念される物質ではないというふうに書かれておりますが、こうしたブタン類などのガスも太陽光による光化学反応でホルムアルデヒドの発生、また光化学スモッグなどの発生にもつながっていくことが指摘をされているところです。こうしたことから施設から排出されるブタン類等につきましても、化学反応によって健康被害を引き起こすような物質の発生につながっていく要因にはなり得るということについてはどのように認識をしておられるのか、お聞きいたします。

また、施設から出されるT-VOCが一般環境に比べて非常に濃度が高い。このことが住宅地でのホルムアルデヒドの発生につながっている可能性も考えられることから、4市組合としても住宅地でのホルムアルデヒドの詳細な調査を行うべきと考えますが、お考えをお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（西田 政充君） 理事者から答弁をさせます。高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 皿海議員の質問に順次お答えいたします。

運転管理等業務委託の作業従事者の人数については、概ね 25 人ですが、これについては受託業者が、受託業務を適切に遂行できるよう判断し配置しているものです。また、作業時間については、仕様書で定める 1 日 11 時間の範囲内で、受託業者が搬入量に応じて定めております。

次に、13.5 時間というところと 11 時間が合わないんじゃないかというご質問だったと思いますが、昼休み等 1 時間、また各作業などの休憩時間等がございますので、それを除いたものが 11 時間といったものでございます。

業務内容の確認は、定期的に提出される報告書や事務局職員の巡回等で確認しており、選別作業の適否についても、選別後搬出される残渣（ざんさ）の量から確認を行っております。

次に、太陽光によりホルムアルデヒド等が発生するとの主張を裏付けるデータには、夜間にホルムアルデヒドの濃度が高くなっている点もあり、その信ぴょう性が疑われます。

また、住宅地等でのホルムアルデヒド調査については、平成 19 年 5 月から平成 21 年 6 月までの 2 年間、大阪府と寝屋川市が合同して測定した結果、府内の他測定点との差異がなかったことや、当組合が毎年 2 回実施している組合施設のチャンバー室及び敷地境界の大気調査の結果においても、指針値以下であることから実施いたしません。

以上でございます。

○議長（西田 政充君） 12 番、皿海議員。

○12 番（皿海 ふみ君） まず業務の委託につきましては、たまたま施設の見学をされた方が意外と作業員が少ないと。これだけの人数で選別作業などきっちりできているのかなというようなことを感想で言われておりましたので、どの程度の人数で通常されているのかということでお聞きいたしました。そうした人員の配置、また業務が適切に行われているかどうかということで、これは常に確認をしていただきたいということをお願いをしておきます。

それからボタン類等についてのご答弁ですけれども、それは施設組合としてはこうしたボタン類等が光化学反応によってホルムアルデヒドの発生につながっていくというような見解については疑問を持っていると、そのようには考えていないというふう

に思っておられるのでしょうか。もう一度その辺りについてご答弁お願いいたします。

○議長（西田 政充君） 高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 先ほどご答弁させていただきましたとおりに夜間でもかなり高いデータが出ているといったものがございます。光反応でホルムアルデヒド等が発生するというのであるならば、やはり昼間にそういったものが顕著に起こるだろう。この反応につきましても、例えば温度条件であるとか、湿度条件であるとか、また太陽光の光具合であるとか、そういったところが科学的にそれが解明されているかということ、申請人の方々の書類等を見てみましても、やはり結果として夜間と言いますか、こういったホルムアルデヒドが高い時ありましたよといったところで、そのメカニズムがなかなか解明はされていないんじゃないかなというふうなところから、先ほど答弁いたしましたように信ぴょう性に欠けるといった答弁をさせていただいております。以上です。

○議長（西田 政充君） 12番、皿海議員。

○12番（皿海 ふみ君） 私は専門的な知識は持ち合わせておりませんが、こうした化学物質が光化学反応によってホルムアルデヒド、また光化学スモッグの生成につながっていくということは今広く指摘されていることでもあります。私はこうしたことから、やはり施設から出しているこうした物質が健康に全く懸念するものではないという立場に立つのではなくって、もしかするとその後の化学反応などによって健康被害を引き起こしてくる要因ともなっているのかもしれないという立場に立ちまして検証、調査を行っていく必要があるというふうに考えておりますので、意見として申し上げて、質問を終わります。

○議長（西田 政充君） これにて皿海議員の質疑を終結します。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西田 政充君） これをもって質疑を終結します。

これから討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。8番、中谷議員。

○8番（中谷 光夫君） 認定第1号 2012年度（平成24年度）北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算認定についての反対討論を行います。

二つの廃プラ施設周辺の住民が建設計画を知って、東京の杉並区で発生していた杉並病類似の健康影響を心配したことから今日につながる廃プラ処理による公害から健

康と環境を守る運動が地域で始まって 10 年以上経過しました。この間住民は行政に訴えても健康被害をまともな根拠なく否定され、健康や環境に関する科学的な調査が全くされないため、専門家の力を借りて自らの努力で明らかにしてきました。そうした経過を踏まえ、反対の主な理由を述べます。

一つは、二つの施設建設、二つの事業が元々一体のものとして特定業者の利益ありきで行われてきたことです。この点は一般質問でも行います。また、この点では本施設の運転管理等業務が本施設、本事業を要求してきた事業者当初から今日まで委託されてきたことに表れていると言えます。住民の健康被害を解決するために施設稼働の一旦停止を求めてきましたが、事業の継続に当たっては今後、本来の公正、公平な競争入札が可能になるような条件整備が必要と考えます。

次に、本施設の事業による環境や健康への影響を科学的に調査する点についてです。当初住民は予防原則の適用を求めて裁判に訴えました。その後、廃プラ施設が建設され、健康被害が現実のものとなる中、操業停止を求める裁判へと変わりました。行政が住民の訴えを受け止めないために、住民自身が環境悪化、健康被害を明らかにせざるを得ませんでした。一審、二審を通じて裁判所は行政の不作為を全く問題にせず、住民が行った調査は信用できないと証拠として切り捨てました。学界でも高い信頼を得ている専門家によって科学的に行われた調査を真っすぐに見ようとしない不当な判断です。今回も大阪府、寝屋川市、4 市組合が行政として力を合わせて住民の訴えに真剣に向き合い、少なくとも健康調査を主体的に行うよう求めましたが、実施する必要を考えていないとの従来の答弁が繰り返されました。この点は容認することができません。

最後に、自治体としての責務と役割を果たす点についてです。施設で働く従業員と住民の命、健康、安全を守ることは自治体の最優先の仕事であり、第一義的な責務です。有害化学物質の発生は明らかであり、二つの廃プラ施設稼働以後に健康被害を訴える住民が多くいることは否定できない事実です。しかし 4 市組合は根拠なくその影響を小さく見せ、排出空気の大半が健康への懸念がない物質として健康調査を必要ないとしています。住民にとって空気は生きていく上で欠かせないものです。また、空気は水や食料のように選ぶことができません。行政は一部の特定の利益のために奉仕するのではなく、全ての住民が健康に安心して人間らしく生きていくために力を尽くさなければなりません。重大な健康被害と環境悪化の実態が引き続き広がっているにもかかわらず、まともなリサイクルと言えない廃プラ事業ありきの 2012 年度の決算内

容は認められないことを申し上げ、討論とします。

○議長（西田 政充君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西田 政充君） これをもって討論を終結します。

これから認定第1号を起立により採決します。本件は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（西田 政充君） 起立多数であります。よって本件は原案のとおり認定されました。

日程第6、一般質問を行います。なお、質問者の質問時間には15分以内という時間制現の申し合わせがあります。また、発言回数は3回までですので、念のためにお知らせいたします。ただいまから順次、質問を許します。まず堤議員の質問を許します。

1番、堤議員。

○1番（堤 幸子君） 枚方市の堤でございます。よろしくお願いいたします。

本日、議会初めのご挨拶の中にもありましたが、毎年この4市リサイクルプラザには多くの方が見学に来られています。昨年度見学者の方は決算資料を見ますと2381名で、団体申込み519名、学校関係1680名、その他随時見学者の方182名となっています。学校関係は、特に小学生の社会見学で4年生の児童が4月から6月頃まで見学に来ているとお伺いいたしました。そのことに関連しまして3点質問させていただきます。

1点目に、この施設を見学された多くの方の中で気分がすぐれないなどの体調不良を訴える方はなかったのかどうか、お伺いいたします。

2点目は、もし見学者の方、体調不良になった場合などに対するこの施設の体制はどのようになっているのか、お伺いします。

最後に、この施設見学に来る学校に対して、事前に施設の概要などと併せて大気汚染の測定を行っていることやその結果など周知されているのか、お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（西田 政充君） 理事者から答弁をさせます。高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 堤議員の質問に順次お答えいたします。

体調不良を訴える児童への対応についてでございます。年2回実施している大気調査におきましても、シックハウスが懸念されるホルムアルデヒドの指針値を大きく下

回る結果であり、健康被害等はないものと認識しております。また、施設稼働以来、1万人を超える見学者のうち、体調不良を訴える児童はおりません。

なお、見学者が見学中に傷病を訴えた場合、危機管理対応マニュアルに基づき、適切に対応するものでございます。

次に、大気調査結果の小学校への周知については、実施しておりません。

○議長（西田 政充君） 1番、堤議員。

○1番（堤 幸子君） ありがとうございます。今、多くの1万人もの方が見学に来られている中では体調不良になられた方はおられないということで安心いたしました。が、この測定でされている大気汚染の測定、指針値を大きく下回っているということで健康には害がないというご説明だったんですけれども、近年、小学校、中学校及び保育所などの子どもが利用する施設についても新築校舎でシックハウス、保育園児シックハウス症候群などの発症事例が全国的に多数報告されるようになりました。子どもたちは大人と比べると小さいですが、体重当たりの呼吸量と飲食物の摂取量が多いこと、体の機能、中枢神経、免疫、消化器系、生殖系統は傷つきやすいこと、さらに乳幼児については手を口に入れる行為によって手に付着したものを体内に取り込みやすいことなどのため、大人よりも環境汚染に対して一層の注意が必要で、化学物質についても早急に適切な対策を構ることが今求められています。さらに化学物質過敏症になれば、室内に拡散、放散されるごく微量の化学物質に過敏に反応し、頭痛やめまい、集中力の低下等、様々な過敏症状を起こし、通常の世界生活に支障が出てしまう、こういったこともあるわけです。

この施設では今言ったみたいに測定結果はいずれも指針値内だということですが、もしシックハウス症候群など、もう既にアレルギーを発症している子どもが施設を訪れた場合、どんな症状を発症するのか分からないばかりか、それを切っ掛けに化学物質過敏症になる場合も考えます。大阪府が出しております「子どもにも配慮したシックハウス対策マニュアル」は、そういったリスクに対する管理が必要であるとして、子どもが利用する施設、学校等においては子どもの健康に注意を怠らず、症状の発症が疑われた場合など適切な判断で対応できるよう、施設の管理者や教職員の方々が化学物質に関する基礎的なことについて正確な情報を入手し、その情報を共有しておくことが必要であるとしています。このリサイクルプラザにも小学生が見学に来ています。4市以外の自治体からもたくさん見学に来られていると先日お伺いいたしました。有害大気の測定結果や監視モニターの測定結果、きちんと見学予定の学校

に知らせておくべきです。今後の対応を伺います。

さらに、子どもに配慮したシックハウス対策マニュアルの中の、学校の校外学習を行う際の事前チェック項目の中に、周辺環境に懸念される化学物質問題はないか、という項目が書かれています。また、あらかじめ保護者に計画を周知するとともに、保護者と相談、協議した事項を必ず文書化し、保護者及び教職員が共通認識を持って対応することとなっています。以前からこの施設の周辺住民の方からは化学物質による健康被害の問題について訴えが出され、多くの周辺住民の方々が実際に健康被害に遭っておられると聞いています。測定結果に加え、このことも事前にきちんと見学予定の学校に知らせ、情報を共有するべきだと思いますが、お考えを伺います。

○議長（西田 政充君） 高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 堤議員の再質問に順次お答えいたします。

シックハウス対策につきましては、本組合施設では人の健康に悪影響を及ぼすような物質は排出されていないという認識でございます。

次に、小学校への通知につきましては、本組合の敷地境界及びチャンパー室の測定値がシックハウスが懸念されるホルムアルデヒドの指針値を大きく下回る結果であり、組合ホームページにもデータを公表しております。また、住宅地等でのホルムアルデヒド調査は平成19年5月から平成21年6月までの2年間、大阪府と寝屋川市が合同して測定した結果、府内の他測定点の差異がなかったことや、当組合が毎年2回実施している組合施設でのチャンパー室及び敷地境界の大気調査の結果、指針値以下であることから、取立てて小学校への通知はいたしません。

以上でございます。

○議長（西田 政充君） 1番、堤議員。

○1番（堤 幸子君） この施設の考え方が健康被害に遭われるようなそういう物質は排出されていないという認識に立っているのと同時に、大気汚染測定の数値も指針値を大きく下回っているという前提に立たれているというお答えでした。平成14年4月に世界保健機構（WHO）欧州事務局と欧州環境庁が子どもの健康と環境について共同報告書を発表し、その中で発達段階の子どもは環境汚染の影響を特に受けやすいため、早い年齢における環境中の化学物質に対して子どもは長期間の影響を受ける可能性があること、子どもはある種の化学物質に対して特有の感受性を持っていること、子どもは大人よりも体重当たりの呼吸量と飲食量が多いため、大人よりも有害化学物質を多く摂取することなどが指摘されるなど、子どもへの環境因子の影響が世界的規

模で注目されているんです。このように化学物質が人に与える影響は成長期の子どものほうが大人より大きいと考えられます。出ている指針値が子どもに対しては低い位置で測るとか、大人はこの目線ですけれども、子ども目線の位置で測るなどのそういう例も出されています。

近年、増加傾向にある子どものアトピーや喘息などのアレルギー疾患の発症理由の一つとして化学物質の関与が考えられているわけです。大阪府のこのシックハウス対策マニュアルの中では、次の世代を担う子どもを化学物質から守ることは、今取り組むべき極めて重要な課題であるとしています。施設の有害大気測定結果の数値は極めて少ないかもしれませんが、ゼロではありません。以前、リサイクルプラザを見学させていただいた際に、一緒に見学したアレルギー体質の友人は、目のかゆみや喉の痛みを感じていました。また、施設周辺で実際に多くの住民の方から健康被害の声が上がり、現在もその症状で苦しんでおられることも事実としてあるわけです。何も知らずに参加した社会見学の子どもたちの中に化学物質過敏症の生徒がいたらどうになってしまうのでしょうか。その子どもがどの化学物質に過敏に反応するのか、保護者からの情報もないまま参加し、その子どもの命の保証は誰がするのでしょうか。

先ほど見ました平成 24 年度決算審査意見書のこの意見の最後にはこう書かれています。構成 4 市の広報及び小学生を中心とした施設見学などを活用して、より広く情報提供を行い施設に対する理解を深めるとともに、施設周辺地域への環境影響にも十分配慮され、透明性のある、市民に開かれた組合運営に引き続き努められたいとあります。施設を管理するものの責任として、施設内はもとより、施設周辺の化学物質についてのより多くの情報を見学者へ周知すること、特に学校への周知は徹底すべきです。自治体として常に住民の命、健康、安全が基本にあるべきと申し上げまして、私からの質問を終わります。

○議長（西田 政充君） これにて埴議員の一般質問を終結します。

次に中谷議員の一般質問を許します。8 番、中谷議員。

○8 番（中谷 光夫君） それでは一般質問を行います。

最初に、リサイクル・アンド・イコール社の民事再生申請と二つの廃プラ処理事業についてです。

最近、イコール社の親会社であるワールド・ロジが関連会社を含め、負債総額 141 億 6900 万円を抱え、破産手続を開始したことを知りました。また、子会社のイコール社については、約 26 億 8500 万円の負債額で、民事再生法の適用を申請していると伝

えられています。この機会に、二つの廃プラ事業に対する住民の動きを振り返ってみました。

平成 16 年 2 月に、市民が二つの廃プラ処理施設の建設計画を知り、「杉並病」類似の廃プラ公害が心配と、周辺住民が行政に説明を求め、建設の中止を訴えるようになって 10 年以上になります。

現状は住民が心配したとおり新たな公害病ともいふべき健康被害が広がってきました。この間、施設周辺の住民は、自治会ぐるみで裁判に訴え、専門家にも協力を訴え、環境と健康に対する影響を明らかにしてきました。専門家による意見書が判決に採用されず、訴えが退けられた後は、国の公害等調整委員会に公害事件として申請し、原因裁定を求めてきています。

私たちは、寝屋川市議会や本組合議会でも、大阪府と一体になって「部落解放」を目的に掲げる特定業者が求める廃プラ事業推進ありきの行政姿勢を厳しく追及してきました。

当初の予定とは違って、先に再商品化を目的にする民間のリサイクル・アンド・イコール社が建設され、工場の稼働を始めました。その際、寝屋川市は、建築基準法 51 条のただし書きを適用し、会社は住民に対する説明会を行いませんでした。本施設の建設に関する住民説明会には会場あふれる 300 人以上の人が参加したと聞いています。その後、説明会を継続して行うとした住民との約束は守られませんでした。一方で、多くの住民の不安の声を無視できなくなった本 4 市組合は、建設に当たって作られた専門委員会に途中から住民推薦の委員を加えることを認めました。住民は寝屋川市長宛てと寝屋川市議会議長宛てに 2 度にわたる 8 万署名に取り組みました。また、小雨の中、打上治水緑地公園で 1000 人を大きく上回る集会が開催され、京阪寝屋川市駅までかつてない大規模なデモが行われたこともありました。

事業の推進を求めてきた大阪東部リサイクル事業協同組合は、本施設の操業開始から運転管理等業務委託を受けてきました。また、本格的な事業開始以前の総会では、リサイクル・アンド・イコール社の設立を方針に掲げ、資本金を支出する決議を挙げていたこともはっきりとしています。イコール社の事業を考えた時、毎年億単位の利益を得ていることは間違いありません。今回明らかになった乱脈な経営姿勢は、住民の訴えに敵対してきた態度に重なります。住民の健康被害の訴えにはまともに向き合わず、裁判でも公調委でも住民側の訴えを退けるよう、一貫して環境と健康への影響を全面否定する主張を続けてきています。日本容器包装リサイクル協会とイコール社

が契約関係にあるというものの、イコール社に引き渡す再商品化適合基準物の保管施設は本施設です。今回の倒産情報を踏まえ、イコール社の経営姿勢、住民に対する姿勢について所見をお聞きします。

平成 25 年度再商品化事業者落札結果（プラスチック製容器包装）についてお聞きします。4 社が落札しています。うち、材料リサイクルの落札は 2 社です。福井環境事業株式会社は、落札トン数 500 トン、トン当たり 2 万 3500 円です。イコール社は 5480 トン、7 万 3280 円となっています。逆入札の競争から考えれば、福井環境にもっと多く落札があつてしかるべきではないかと思えます。見解をお聞きします。

次に公調委の職権調査に関してです。

公害等調整委員会は、平成 23 年 2 月に住民からの「原因裁定」の申請を受けて、この間、2 回の現地調査や 6 回の審理を行い、今年 1 月には職権調査として、大気調査と気象調査を行いました。職権調査が実施されたことは前進ですが、調査、また現状を追認するような、調査結果に対する公調委の専門委員の意見書には、多くの問題があることも重大です。

調査に関して、住民は、「住宅地の大気調査箇所が呼吸している生活と同じでない場だ。風が強いマンション屋上で空気採取」することや、これまでも臭いや健康影響の訴えがある「寝屋公民館を比較対象地点にする」ことに異議を述べていました。

公調委の専門委員の調査結果報告に関して、住民に協力してきた柳沢幸雄東大名誉教授や西川榮一神戸商船大学名誉教授などから、問題点の指摘を含む幾つかの意見が提出されています。

柳沢教授は、「発生源から通常の大気の 50 倍を超える化学物質が排出され、多数の未知物質が検出された」ことを評価する一方、「原因物質として特定したホルムアルデヒドの連続調査が公表されていないことは重大な問題。ホルムアルデヒドの連続調査は本件評価の基本に関わる必須調査であり、失敗では済まされない。再調査が必要」と述べています。

西川教授は、これまで事業者が認めなかった「接地逆転層が連日発生しており、住宅地に有害化学物質が到達する条件が確認できた」と述べています。

公調委の専門委員の意見で、住民に「臭いアンケート」を求めておきながら、住民の異臭の訴えを、「廃プラスチックの回収日が月曜日と木曜日に実施されるうんぬんとしたことが住民に対する情報バイアスとなって」などと、「気のせい」「うそ」とばかりに述べている点は許せません。

4 市組合として、公調委の裁定がまだ出ていないこと、職権調査に対する重大な内容の意見書が提出されている現状をどう認識しておられますか。見解をお聞きします。

次に健康調査についてです。

健康被害の事実については、科学的には否定しようがない津田敏秀岡山大学教授らによる疫学調査の結果で明らかです。行政として認めることができないなら、行政が専門家の協力を得て健康調査を実施し、事実を明らかにすべきではないでしょうか。二つの廃プラ処理施設を一旦停止し、環境と健康に対する影響を調査することも一案と考えます。いずれにしても、行政が本来最優先すべき住民の命・健康を守るために、主体的に責任を果たす対応を求めます。答弁を求めます。

最後に、廃プラのリサイクルに関してです。

寝屋川市は、小学校4年生にジュニア・ごみ通信を配布することを決めました。

改めて見本の内容を見て気付いたことがあります。ガラスはガラスに、鉄・アルミは鉄・アルミに、紙・布は紙に、しかし、ペットボトルは繊維などに、容器包装プラスチックは様々な再生品になどなっていました。プラスチック製品が他の物質のようなリサイクルにならないことを痛感しました。これまでも再生品は、純品に比べて強度が全く違うこと、再生品の劣化のひどさを指摘してきました。さらに、廃プラの材料リサイクル優先の不経済も指摘してきました。プラスチックの製品化の研究は進んでも、安全な処理については全くと言ってよいほど研究もされず、無責任状態だったことも指摘してきました。今では、廃プラ処理の際に、多種多様な化学物質が発生し、環境や健康への影響があることもだんだんと知られるようになってきています。しかし、まだまだ不十分な状況です。日本だけでなく、世界的にも知られるようになった「水俣病」もいまだに完全に解決していません。一部の者の利益を優先するために、住民を人体実験にさらし続けるような愚かなことは一日も早くやめるべきです。「杉並病」と同様に「寝屋川病」と呼ばれている現状をいつまでも放置することは許されません。公害の根絶は発生源をなくす以外にありません。多くの住民が住む近くにある二つの廃プラ処理施設の操業をやめること。また、構成4市の廃プラごみ収集の在り方を根本的に見直すことを求めます。所見をお聞きします。

1 回目の質問とします。

○議長（西田 政充君） 理事者から答弁をさせます。高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 中谷議員の質問に順次お答えいたします。

リサイクル・アンド・イコール社については、いわゆる親会社の破算手続の影響を

受け、民事再生手続を申請したとの情報は得ておりますが、同社の経営内容等については承知しておりません。

なお、今般の民事再生手続による当組合への影響はありません。

また、平成 25 年度再商品化事業者落札結果については、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が入札実施されるものであり、組合が関与できるものではありません。

次に、公害等調整委員会の専門委員意見書において、「本測定からは、いずれの大気試料も一般的な都市大気であると判断される」との記載や「周辺住民に対する健康影響が生じるとは考えにくい」との記載は、因果関係の存在を認めていない本組合の見解と同様であり、公調委がこの意見書をどのように取り扱うか注視しているところがございます。

次に、健康調査については、本組合を原因とする健康被害はないものと認識しておりますので、健康調査の実施はいたしません。

次に、廃プラのリサイクルに関して、現在、容リ法の改正に向け、国において見直し作業が行われておりますが、その中でも、材料リサイクルの手法を否定するような意見は見当たらず、今後とも、材料リサイクルの質を向上させる手法の具体化が図られるべきものと理解しております。

以上でございます。

○議長（西田 政充君） 8 番、中谷議員。

○8 番（中谷 光夫君） それでは 2 回目の質問をさせていただきます。

イコール社の民事再生申請と廃プラ事業についてですけれども、改めてこのイコール社の事業者として問題があるという認識はあるのかどうか。この点をお聞きしたいと思います。

ちなみに平成 25 年度のイコール社の落札トン数は全体の 52.8%、金額では 4 億 157 万 4400 円です。4 市組合保管分だけでも 4 億円以上、再商品化して売れば、それも利益としてプラスになります。こうした事業で大きな赤字を出してきたこの経営姿勢についての認識を改めてお聞きします。

次に公調委の職権調査に関係してですけれども、調査そのものが双方合意の内容ではなかったことについては承知しておられますか。また、専門委員の意見書については 4 市組合の見解と同様ということがありましたけれども、たまたま私、昨日、資料を得ましたけれども、公調委が明らかにしてこなかったホルムアルデヒド、湿度が 90%になっていない時の試料として使える分です。これがサンコート太秦ヒル、あさ

ひ丘配水場、寝屋公民館、いずれでも最低が 101、一番多い数値は $191 \mu\text{g} / \text{m}^3$ 、そういう数値が出ています。ちなみに 6 物質の測定をされたこの本市組合の測定数値はご存じやと思います。わずか $1 \mu\text{g} / \text{m}^3$ にもなってない時もありましたね。そういう意味では、この数値と比べてあまりにも高濃度だということも改めて指摘をしておきたいと思いますし、同時にサンコート太秦ヒルから寝屋公民館までの測定場所についての同定物質 24~26、それが未知物質は 36~51、この公調委の報告書からも明らかになっていることも承知しておられるかどうか、改めてお聞きします。

それから健康調査についてです。行政が健康と環境の実態を主体的に明らかにするように求めましたけれども、本来の自治体としての在り方等含めて、もう一度責任ある調査を求めて、答弁を求めます。

それから廃プラのリサイクルに関係してですけれども、新しい公害の根絶のために、近くに住民が住む二つの廃プラ施設が操業を停止すべきだと思います。少なくとも行政として責任ある調査を行い、その結果が明らかになるまでは一旦停止すべきだと申し上げておきます。

それから構成 4 市の廃プラごみ収集、これは根本的に見直す必要があります。多種多様な化学物質が発生する。処理の仕方ではなく、完全に焼却することで、熱利用としてのリサイクルも可能になりますし、完全焼却すれば化学物質が出るということじゃなくて、水蒸気と炭酸ガスになるだけ、安心だということも申し上げておきます。

改めて、容り法うんぬんということじゃなくて、この構成 4 市としてどうしようと考えているのか。これも改めて見解をお聞きします。

○議長（西田 政充君） 高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） まずイコール社の民事再生手続の関係でございます。これの認識ということに関しましては、先ほども私申し上げましたとおり、当社の経営内容等については特に承知しておりませんというような回答でございます。

あと公調委に関しまして、申請人の方々と公調委の間で仕様書等による合意がまだできてないのではないかとというようなご質問だったと思います。調査方法についての合意ができてなかったのではないかと。ただですね、この我々のほう、我々は被申請人という立場になるわけですが、我々のほうにも何度も公調委のほうからこういった方法でどうだろうというような形のことを問い掛けをしてくださっています。それに対して我々は、例えば測定場所等の、例えばここの施設の測定場所はチャンバ一室の外でどうでしょうかというような回答もさせていただいております。そのよう

な形で公調委とはキャッチボールを何度も繰り返させていただいているという関係でございます。申請人の方々もそういったところだったと思います。そういったところからは合意がというような形に関しましては、これ以上のことは私のほうから何とも言いようがないといったところでございます。

次のご質問が健康調査だったと思いますけども、本組合からの排出空気につきましては活性炭通過をさせて排出するなどしております。そういった意味合いからも周辺住民の健康に関して影響を与えているとは考えておりません。

最後だと思いますが、廃プラリサイクルについての我々の考えといったところだったと思います。国におきましても産業構造審議会小委員会及び中央環境審議会小委員会合同会合というのが平成 25 年 9 月 19 日に開かれております。その中で今後の材料リサイクル手法の優先的取扱いの在り方というようなことも話し合われていると。これはホームページを見れば、経産省のほうから入っていけば見れると思うんですが、その資料の中に「現時点では材料リサイクル手法の優先的取扱いを直ちに廃止すると結論付けるに十分な材料が得られているとまで言い難いことから、容り法の次期見直しまでの間、現行の取扱いを継続しつつ、いまだ改善、発展の途上にある材料リサイクル手法の質を向上する措置の具体化を図る」といった意見が書かれているといったところでございますので、以上でございます。

○議長（西田 政充君） 8 番、中谷議員。

○8 番（中谷 光夫君） 国の責任に委ねるのではなくて、この 4 市組合として向かいのイコール社共々新しい公害問題と言えるような実態が発生しているわけですから、むしろ積極的にそういう実態こそ大阪府や国に意見を言い、反映していくことが大事だと思います。この 10 年間、これまでの社会では問題にならなかった新しい廃プラ公害、寝屋川病と言われる人体実験に等しいひどい現状を一日も放置することは許されないと。その解決に行政が今申し上げたことを含めて、本来の責務と役割を果たされるよう重ねて求めて、質問を終わります。

○議長（西田 政充君） これにて中谷議員の一般質問を終結します。

間もなく午後 4 時になりますが、本日の会議時間は議事の都合によりこれを延長いたします。ご了承を願います。

次に皿海議員の一般質問を許します。12 番、皿海議員。

○12 番（皿海 ふみ君） それでは質問をさせていただきます。

まず 1 点目、施設からの化学物質と臭いについてお聞きいたします。

私の住んでおります交野市域でも、星田西・星田山手などの地域は、この施設からも近く、私自身、星田西のマンション、また星田の府営住宅などを歩いている時に、こちら廃プラ施設特有の臭いをはっきりと覚えることもありますし、また住民の方からも日によって臭いが気になるという声もお聴きをしております。また、星田西・星田山手にお住まいの方から、目に違和感があつて、涙が止まらないとか、またせきが治らないというような訴えも出されてきております。こうした交野市域でも廃プラ処理特有の臭いを感じるということは、施設から出される化学物質が交野市域にも届いてきているというふうに私は認識をしておりますが、その点についてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

また2点目としまして、未知の物質について、この間の調査でも施設から高濃度の化学物質が出ていること、その中に測定できない未知の物質が多く含まれていることが改めて明らかになってきております。こうした未知の物質の中に、健康に害のある物質が含まれていることの可能性についてはどのように考えておられるのか、お聞かせください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（西田 政充君） 理事者から答弁をさせます。高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 皿海議員の質問に順次お答えいたします。

本組合施設からの排出空気については、周辺住民の健康に影響を与えているとは考えておりません。

次に、未知物質については、正に未知の物質であるため、評価のしようがありません。

以上でございます。

○議長（西田 政充君） 12番、皿海議員。

○12番（皿海 ふみ君） 大変に短いご答弁で、そうしましたらもう一度お聞きしたいと思いますが、こちら廃プラの施設、もちろんこの施設だけではございません。民間の工場とも併せまして、この周辺での廃プラ処理の臭いが確かに星田の地域でも日によって覚えることがあると。そういうことではこの周辺の、またこの施設から出される化学物質が交野市域にも当然到達しているということであろうということについては認識をしていただいているのか、もう一度お聞かせいただければと思います。

○議長（西田 政充君） 高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） その認識につきましては、例えば廃プラウオッチング

ニュースというようなニュースですね。議会でのご質問の中で、星田西や星田山手で臭いがすると主張されている方がいるということは承知しております。

○議長（西田 政充君） 12番、皿海議員。

○12番（皿海 ふみ君） そのような訴え、私も以前にお話をさせていただいたことがありますし、住民の方からそのような声が出されているということを知っていたとは思いますが、星田地域でこの廃プラ施設周辺での臭いがするという事は、やはりこの周辺での化学物質が星田の方の地域にも届いているということで認識をしていただいているということで質問をさせていただきましたので、その点についてお願いいたします。

また、もう3回目の質問になりますので、私このようなことを聞かせていただきましたのは、化学物質過敏症などの健康被害というものは、ごく少量の化学物質であってもそのような症状が出る方もおられれば、特にそのような変化もない方、またある日突然具合の悪くなる方というものもいらっしゃいますので、このように今、健康被害を訴える方、もちろん寝屋川を中心にたくさんの訴えがなされている中で、やはり施設から出される化学物質、未知の物質も含めて、本当に全く健康被害を引き起こす懸念がないのかということについて、ないというふうに断定をするのではなく、そのような要因を引き起こしているものがあるかもしれないという真摯な立場で検証、調査を行っていく必要があるというふうに考えておりますので、その点については意見として申し上げます。先ほどの答弁、もう一度いただければと思います。

○議長（西田 政充君） 高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 先ほどのご質問の中で、星田西や星田山手のほうに臭いが届いているかどうかということについていいのでしょうか。私は答弁といたしましては、そういったことを訴えておられる方がいるということは議会の中でも伺いましたし、またチラシと言いますか、ニュースと言いますか、そういったもので訴えられている方がおられるということは存じているということでございます。以上でございます。

○議長（西田 政充君） これにて皿海議員の一般質問を終結します。

以上をもって一般質問を終結します。

以上をもちまして本定例会に付議された事件は全て議了しました。

閉会に際し、管理者から挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けします。

馬場管理者。

○管理者（馬場 好弘君） 平成 25 年第 2 回北河内 4 市リサイクル施設組合議会定例会の閉会に当たりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。

ご提案申しあげました 3 件の案件につきまして、慎重にご審議を賜り、いずれもご可決、ご認定を賜り厚くお礼を申し上げます。

今後とも、議員各位におかれましては、北河内 4 市リサイクル施設組合の事業推進のために一層のご指導、ごべんたつをいただきますようお願い申し上げます。

秋の深まりとともに、これから寒さ厳しい季節となってまいりますが、議員各位におかれましては、くれぐれもご健康にご留意をされ、今後ますますご活躍をいただきますことを心からお祈り申し上げまして、誠に簡単でございますが、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（西田 政充君） それでは閉会に当たりまして私からも一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに無事、平成 25 年第 2 回定例会の全ての日程を終えることができました。議員の皆様、そして理事者の皆様、及び全ての関係者の皆様のご協力に心からお礼を申し上げます。

今後も、管理者を始め理事者の皆様におかれましては、引き続き安全には十分に留意され、適正かつ円滑な事業の執行に一層のご努力をされますようお願いしておきます。

昨今は朝夕の肌寒さが身に染みるようになってまいりましたが、皆様にはお風邪など引かれないように、どうぞお体には十分ご自愛いただきますようお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

以上をもちまして、北河内 4 市リサイクル施設組合議会平成 25 年第 2 回定例会を閉会します。お疲れさまでございました。

（午後 4 時 03 分 閉会）

1. 地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北河内4市リサイクル施設組合議会 議長 西田政充

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 榊田義則

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 杉本健太

平成25年11月8日 北河内4市リサイクル施設組合議会
平成25年第2回定例会付議事件一覧表

事件番号	事 件 名	議決年月日	議決の結果	備 考
—	議席の指定			
—	会期の決定	平成25年11月8日	決 定	会期1日間
選任同意 第 2 号	監査委員の選任	平成25年11月8日	同 意	前波 艶子
議 案 第 4 号	平成25年度北河内4市リサイクル施設組合補正 予算(第1号)	平成25年11月8日	原案可決	
認 定 第 1 号	平成24年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳 出決算認定	平成25年11月8日	認 定	
—	一般質問	平成25年11月8日	許 可	堤 幸子 中谷 光夫 皿海 ふみ